

IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

Contents

Volume 6 Number 3

● **卷頭論文**

「70周年談話と「侵略」の問題」北岡伸一

● **政策研究**

「歴史和解は可能か—日英和解の経験から考える—」細谷雄一

「世界経済の低迷と金融・資本市場の歪みについて」北浦修敏

「イノベーションの法則と戦略」雨宮寛二

「防衛省・自衛隊のサイバーセキュリティに関する課題」松崎みゆき

「中国通商政策の変遷」安田 啓

● **研究所ニュース**

第11回中曾根康弘賞授賞式

日韓共同提言「新たなる日韓関係、これから50年に想いを馳せる」を発表

『第6回 東京—ソウル・フォーラム』を開催

フィリピン・マニラにおける海洋安全保障ワークショップの開催

会長挨拶

世界平和研究所会長 中曾根康弘

まもなく70回目の終戦の日を迎えます。70年前の8月15日、私は海軍主計大尉として香川県高松で玉音放送を聞きました。電波の状況は悪く、雑音も多い中でラジオから聞こえてくる陛下の御声の片言隻句から、戦争が終ったことは分かりました。涙があふれ、校庭で激しく鳴いている蝉の声だけが耳に迫っていたのを今でも鮮明に記憶しています。

歴史の流れ全般を考えながら大局的に判断をすれば、先の戦争は、やるべからざる戦争であり、間違った戦争だったと思います。アジアの国々に対しては、明らかに侵略戦争だった、という私の考えは今も変わりません。

それから70年、一面の焼け野原だった東京の町は、高層ビルで埋め尽くされ、夜になると、澄んだ夜空に一面の街灯りが広がっています。東京は世界にも冠たる先進国の大都市のひとつになりました。昭和20年の秋に復員して、廃墟の東京で茫然と立ち尽くし、この国を立て直していくのだろうか、国民生活は本当に回復できるのだろうか、と思ったあの日からすれば、誠に隔世の感があります。

この70年の日本の来し方を考えると、今日の繁栄は敗戦をも克服する国民一丸となっての国家再建の強い意志と勤労努力の賜物であり、我々日本人はこの70年の歩みを誇りとすべきであろうと思います。敗戦のどん底から立ち上がり、民主主義を定着させ、自由主義経済の下で国を発展させてきた。世界に窓を開き、積極的に世界の国々と協調する国際主義を貫いてきた。そのような日本の戦後70年の歩みは、世界の歴史の正統的潮流に沿ってきたものです。この節目の年にあたり、我々は世界とアジアの平和や繁栄に対する一層の貢献によって国の未来を切り拓き、先人への感謝敬意とともにその遺志に報いてゆかなければなりません。

公益財団法人世界平和研究所は、日本の来し方行く末をしっかりと見定めつつ、中長期的な視点から研究に全力で取り組み政策提言することで、更にその責任と役割を果たして参りたいと思います。



卷頭論文

70周年談話と 「侵略」の問題

研究本部長

北岡伸一

来月、安倍首相は戦後70年にあたって、談話を出すことになっている。その際の参考とするために、20世紀を振り返り、21世紀における世界と日本のあり方を展望してほしいということで、「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」(21世紀構想懇談会)という長い名前の懇談会が組織された。西室泰三座長のもとで、私は座長代理を務めている。

戦後50周年には村山談話があり、60周年には小泉談話があった。しかし、10年ごとに必ず談話を出すべきものか、疑問である。40周年や30周年には記念談話などはなかった。しかし、内外から70周年談話を出すべきだと言う声が高まり、それなら、よいものを出して、日本の姿勢を示すべきだとして、こういう方向に進んだわけである。

懇談会の方向は、すでにその名称の中に表れている。第一に、日本と世界を一体として捉えるということ、第二に、戦争の時代だけを取り上げるのではなく、これをより長い時間の流れの中に位置づけるということである。私はこの基本方針に大いに賛成である。

しかしメディアの関心は、侵略、植民地支配、反省、謝罪という4つのキーワードが談話の中に入るかどうかにもっぱら集まっている。これらがなぜキーワードなのか、よくわからないし、これがセットであるかのような扱いはおかしい。この4つは、それぞれ意味も来歴も違う言葉である。極端なことを言えば、この4つだけ入っていれば、あとはどうでもいいのだろうか。戦後50年と戦後70年では、ある程度の違いがあるが、そこと同じものを求めるのは、歴史に真摯に向き合う態度ではない。

とはいっても、過去をどう認識するかは重要な問題である。その鍵

は、やはり「侵略」であると思う。私が3月のあるシンポジウムで「日本はもちろん侵略をした。総理には日本は侵略をしたと言ってほしい」と言ったところ、ずいぶん話題となつた。私は、首相が「侵略をしていないとは一度も言っていない」と言っておられるのを承知していたから、もう一步進めて「侵略したと言ってほしい」と言ったのである。ただ、それを談話の中に書いてほしいと言ったわけではないし、侵略という言葉でなく、他の言葉でもよいと思っている。

それにしても、私の発言に対する反応を聞いて、侵略という言葉を使いたくない人が多いことに驚かされた。やはりきちんと説明しなければならないと思った次第である。

第一に、侵略という言葉に定義はないから、日本が侵略をしたとは言えない、という人がいる。これはまったくの間違いである。侵略という言葉には、辞書的な定義はある。手元の辞書には、他国に攻め入って土地や財物を奪い取ること、武力によって、他国の主権を制限すること、とある。政治学や歴史学や国際政治における侵略の定義も、似たようなものだ。これらの分野では、そもそも侵略は論争的な概念ではないのである。

厳密な概念がないから、侵略したと言えないのなら、世の中に侵略といふものはないことになり、ヒトラーもスターインも侵略したことがないことになる。ソ連の満州国や千島列島への侵攻も、韓国の竹島支配も、侵略とは言えないということになる。

厳密な定義が必要なら、たとえば平和という言葉も使えない。積極的平和主義という言葉も使えない。そんな馬鹿なことはない。

国際法の分野では、侵略の定義はやや曖昧となる。侵略の定義に関する国連総会決議があつて、一応の定義はあるが、かなり広いグレーなゾーンがあつて、明確に判断しにくいことがある。たとえば、イスラエルがレバノンのヒズボラに対して攻撃を加えるのは、侵略なのか、テロに対する自衛なのか、簡単には決めにくい。

しかし、戦前の日本はどの基準から見ても、明らかに侵略をしている。たとえば満州事変である。日本は南満州および東部内蒙ゴに条約の裏付けを持つ権益を持っていたことも、それらがしばしば無視され、侵犯されたことも確かである。しかし、満州事変の結果、日本は日本本土の数倍の広さの地域を占拠し、満州国を作った。その中には、それまで日本が権益を持っていなかった北満州まで含まれていた。これはとても自衛では説明できない。自衛には均衡性が必要であり、それを越えれば侵略になるのである。

当時日本が結んでいた条約との関係では、国際連盟規約(1919年)は、加盟国に、戦争に訴えない義務を課していた。中国に関する9カ国条約(1922年)は、中国の独立と統一の尊重

をうたっていた。また不戦条約(1928年)は、国策遂行の手段としての戦争を否定していた。満州事変における日本の行動は、これらに反していた。関東軍が、中国人による満鉄線路爆破があったと見せかけ、また日本が満州を併合するのではなく、住民の自発的意志による満州国の独立という体裁をとったのは、日本の行動がこれらの諸条約に違反していて、説明が困難なことを知っていたからなのである。

なお、満州事変は、宣戦布告をしていないので、国際法的には戦争ではない。日中戦争(当時は支那事変)でも、真珠湾までは宣戦布告がなされなかった。それは、宣戦布告をすると、アメリカの中立法の関係で、アメリカからの物資の輸入が困難になるからだった。しかし、事実は、満州事変も日中戦争ももちろん戦争である。戦後、国際連合憲章や日本国憲法で、戦争ではなく武力行使を禁止したのは、戦争ではなくて事変だ、というような言い抜けを許さないためであった。

かつて吉野作造は、1931年の11月ころに書いた「民族と階級と戦争」という論文において、かりに満州事変が当初は自衛だったとしても、すでに関東軍の行動範囲ははるかに自衛の範囲を超えており、ここまで行けば侵略としか言えないと批判している。そして、軍部も最近、自衛というよりは、日本の生存上の必要というようになったとして、必要だから他国の土地を取つてよいものか、われわれは子供の頃、渴しても盗泉の水は飲むなど教わったではないか、と述べている。まさに勇気ある発言だった。

日本は侵略をしていないという人の中には、他の理由を挙げる人もいる。たとえば、日本が悪いことをしたなどと言つたら、日本に対して誇りを持てないという人がある。これは、古い言葉で言えば、少女趣味である。たいていの国は過去に悪いことをしている。大国で、そうでない国を探すのは難しい。

また、これは本末転倒した議論で、祖国を愛するという目的のために、歴史を書き換えてしまうことは、一部の国にはあるかも知れないが、日本ではあってはならないことだ。

また、満州は日本がロシアと全力で戦ったところだから、日本のものだという人がいる。たしかに、日本が日露戦争を戦わなければ満州はロシアのものになってしまったかもしれない。しかし、だからと言って、満州は日本のものだということにはならない。幕末の対馬では、ロシアの軍艦が突然やってきて、不法に滞在し、日本側の退去要請に応じず、様々な違法行為を働いた事件があった(ポサドニック号事件)。日本側はイギリスの力を借りて、これを追い払つてもらった。さきの論理で言えば、イギリスは対馬に権益を持つことになつてしまう。

満州事変に対する批判は少なかったことから、その重要性

を看過する人がいる。列強の批判は、翌1932年2月に起こった上海事変とは比較にならないほど弱かった。

だから侵略でなかったということはありえない。国際社会からの非難の強さは、その違法性の大きさだけに比例するとは限らない。相手が強いと非難は控えめとなる。自国の立場が弱いと、あるいはその地域に関係が弱いと、非難は控えめとなる。多くの国は、まだ大恐慌から回復しておらず、また、満州は遠いところだった。他方で、列強にとって、上海は身近なところだった。

国際秩序に挑戦したのは日本だけではない。イタリアはエチオピアに侵入し、ドイツはオーストリアを併合し、チェコの一部を併合し、ポーランドに攻め込んだ。ソ連はバルト諸国を併合し、フィンランドに攻め込んだ。しかし、一連の侵略の最初が満州事変なのである。これが短期的に成功を収めたので、他の侵略が続いたのである。満州事変は、一部の日本人が考えている以上に大きな打撃を、当時の国際関係に及ぼしたのである。

侵略と認めたら、また謝罪が必要になり、日本に不利益となるという人がいる。これも誤りである。侵略ということは、かつて東京裁判で判定されている。東京裁判は、手続上、問題が多く、裁判として適切なものとは言えない。しかし、日本が国際社会に復帰するためのやむを得ないイベントだったのである。したがって、日本は東京裁判の判決に挑戦しない約束を、サンフランシスコ講和会議でしている。

そして日本は領土を失い、賠償金を支払い、あるいは先方が賠償を放棄し、または日本から償いの意味を持った経済協力を買って、先方はこれを受け入れて、すでに一件落着している。これ以上の謝罪は不要である。

総理大臣は現在の国民を代表する。現在の国民の大部分は戦後生まれである。戦前についてこれ以上の謝罪をすることに釈然としない人が多いだろう。また、アメリカにおける与論調査などでも、「日本は十分に謝罪をしている」と「謝罪は不要」を合わせると、61%ある。中国が求めているのも、歴史を直視することであって、謝罪ではない。もっと謝罪せよと言っているのは、日本のメディアと韓国だけである。

他方で、これまで侵略を認めてきたのに、一転して認めないとことになれば、大問題である。侵略を認めれば、敵に塩を送ることになると言つた人がいるが、事実はその逆で、日本は侵略していないと言つたら、かつて戦争した國のみならず、ほとんど世界を敵に回すことになる。多くの国は、かつて侵略されたことがあるからである。

歴史認識は、侵略の事実を直視し、はつきりとそれを認めることがから始めなければならないのである。

政策研究

歴史和解は可能か —日英和解の経験から考える—

上席研究員

細谷 雄一

はじめに

今年は、第二次世界大戦終戦の70周年となる。安倍晋三政権では2月25日に、「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」、すなわち21世紀構想懇の第一回会合が開かれて、安倍総理からそこで討議すべき「5つの論点」が示された。その中の一つとして、「日本は、戦後70年、米国、豪州、欧州の国々と、また、特に中国、韓国をはじめとするアジアの国々等と、どのような和解の道を歩んできたか」を明らかにすることが、挙げられている。

日米和解や日中和解と比較して、あまり注目されることがないが実際には極めて大きな意味を持つのが、日英和解である。というもの、元戦争捕虜を大量に抱えるイギリスは、1990年代まで日本に対して歴史認識問題をめぐり極めて厳しい態度を示すことが多く、また一部の元戦争捕虜は個人保証を求めて日本政府を相手取った訴訟まで起こしていたからである。90年代初頭の段階ではこの日英和解の問題は、大きな棘として、日本の戦後和解の最も難しい問題の一つとして突き刺さっていたのである。

それでは、この日英間の戦後和解がどのようにして可能となつたのかを、見てみることにしよう。

1.日英和解の起源

第二次世界大戦中にイギリス人の戦争捕虜は、その数として最も規模が大きく、また泰緬鉄道建設などで最も過酷な労働に従事していた。王立英國退役軍人会の資料によれば、欧州戦線での英兵の戦死者は26万人であり、全軍の死亡率は5.7%であった。またドイツ軍およびイタリア軍の下での英軍捕虜の死亡率も5%といどであった。他方で、日本軍捕虜となった者の死亡率は約25%であり、第二次世界大戦中にこの死亡率は最も高いものであつ

た。^{*1} 戦死者よりも、日本軍の捕虜収容所での死亡率が高く、このことは戦後のイギリス社会で広く知られていた。

イギリスの元捕虜団体の「日本軍強制労働収容所生存者協会」は、オランダの同様の団体とともに、1993年秋に対日訴訟を公表し、これ以後、イギリス人元戦争捕虜への個人補償や謝罪の問題が、日英間の大きな外交摩擦となる。

和解へ向けた最初の重要なアプローチは、イギリス人男性と結婚したイギリスに在住するホームズ恵子氏の努力によって進められた。これについて、元戦争捕虜であったチョーカーは、次のように回顧する。「1980年代のこの時期に、恵子・ホームズが和解活動をはじめて発足させた。恵子・ホームズの活動とは、極東捕虜が日本に行き、そこで日本人によって思いやりをもって歓迎され、受け入れられる体験がもてるよう励ますというものであった。

(中略) 日本人によるこの極東捕虜の招待は、かつてそして現在も非常に貴重であり、われわれは深く感謝の念を抱いている。この活動は、共同して建設的な思考をおこなうことを促進し、理解を共有して喜びを感じる助けとなっているのである。」^{*2}

このような民間の活動が、日英両国政府に和解の重要性と可能性をよりいっそう強く認識させるようになる。

2.日英政府間の取り組みの開始

新しい転機が訪れた。自民党が下野して、政権交代が行われたことで、新しいインセンティブが生まれた。1993年8月、細川護熙首相が就任して、それまでよりも踏み込んで所信表明演説などで戦争犠牲者への「お詫びの気持ち」を表明した。

だが、これに触発されてイギリスの国内世論が再燃し、歴史認識問題が外交課題となっていく。イギリス人歴史家のクリストファー・ブラディックは、その様子を次のように叙述している。「91年6月、英国の国会議員らが日本政府に対し、元戦争捕虜たちに十分な補償を行うように要求したが無駄であった。その後93年夏、細川が日本の首相として初めて日本の『侵略戦争』を認めたことはセンセーションを巻き起こした。官僚の間からは彼が補償の希望を振り起したとして批判が起きたが、彼は続けて『多くの人に耐えがたい苦痛と悲しみをもたらした日本の過去に深い悲しみと謝罪の気持ち』を表明した。1万2000人強の会員を擁する日本軍捕虜収容所生存者の会はメジャーに補償要求交渉を求め、もし彼が失敗した場合は日本政府および強制労働の恩恵にあづかった企業を相手取った訴訟も辞さないとした。」^{*3}

それに対して、1993年9月の訪日の際にジョン・メジャー首相が、元戦争捕虜への民間を通じた補償や支援の可能性を要請して、以下のような立場を表明した。第一に、補償の問題は「平和条約」により法的に決着済みであることを留意する。第二に、将来もし日本政府がこ

の問題に取り組むための措置を検討する場合には、イギリスの関係者の状況へと十分に配慮することが必要と考える。そして第三には、イギリス側で、民間で講じられているこの問題の解決のための措置が、問題解決への程度資するかどうかを検討する。このようにして、イギリス政府は法的に解決済みであるという基礎の上に、和解のために何が可能か、知恵を絞ることになる。

1994年4月に藤井宏昭駐英大使が赴任すると、この問題に対し積極的に取り組むようになり、7月には恵子ホームズと面会した。そのことを、恵子ホームズは次のように回顧する。

「日々、仕事と資金集めに追われているとき、藤井大使が私に会いたい、という連絡が入りました。一週間後、私は大使の部屋に通されました。

『私はこのような部屋に座っていますが、元捕虜の人たちのことは何も知りません。でも、恵子さんは知っています。どうすれば恵子さんの活動に協力することができますか?』と大使が尋ねられました。それまで私は、大使館の人たちはアガペの活動に無関心だと思っていたので、大使の大変謙虚な態度には驚きました。

『元捕虜の人たちは、日本へ行き、日本人に会うことによって、また彼らの亡き戦友の墓がしっかりと守られているのを見て感動します。戦友の追悼式を済ませると、とても安心し、平安が与えられます。日本人はとても親切にしてくれます。新しい日本を知って非常に驚きます。そして徐々に彼らの考え方が変わって、日本びいきになっていきます。日本へお連れするのが一番の心の癒しになります。日本人も“生き証人”から多くを学べます。でも仕事をしながら、資金を調達していくのはとても難しいことです。私には、いつまで続けられるか分かりません』私はそう答えました。」⁴

藤井大使はこの言葉を聞いて、大使館として何が可能か、日本政府として何が可能かを検討することになる。法的に解決済みという政府の立場と、他方で民間を含めてどのような支援が可能かという立場と、この二つを両立させる必要があった。このようにして、藤井大使の積極的な取り組みが奏功し、和解へ向けた努力が双方の側で進められていく。

3.村山談話と「平和友好交流計画」

1994年8月に、「平和友好交流計画」に関する村山内閣総理大臣の談話が発表された。1995年8月の村山談話はよく知られているが、この前年のもう一つの談話は、それ以上に重みを持つ具体的な交流計画を始めることを示唆するものであった。そこで村山総理は、次のように語っている。

「戦後五十周年という節目の年を明年に控え、このような認識を搖るぎなきものとして、平和への努力を倍加する必要があると思います。(中略)このような観点から、私は、戦後五十周年に当たる明年より、次

の二本柱から成る「平和友好交流計画」を発足させたいと思います。

第一は、過去の歴史を直視するため、歴史図書・資料の収集、研究者に対する支援を行う歴史研究支援事業です。

第二は、知的交流や青少年交流などを通じて各界各層における対話と相互理解を促進する交流事業です。」

1994年8月31日の村山談話に基づき、政府の10ヵ年計画として発足した「平和友好交流計画」は、累積の事業費は10年間で900億円ほどになり、約60の事業が実施された。⁵ 900億円のうち、758億円が交流事業に、82億円が歴史研究支援事業に、35億円がアジア歴史史料センター関連事業にあてられた。⁶

これらの活動は、日英和解を進める上で重要な位置を占めるようになった。それにより、イギリス人の元戦争捕虜の心も癒やされていき、日本に対する長年の敵意も緩和されていった。このことは、多様な制約のなかでも、十分に可能な措置は残されているという教訓を示している。

おわりに

この「平和友好協力基金」を活用して、日英間ではさまざまなプログラムが実施された。それには、日英草の根平和交流計画(1995年~2004年、総事業費7億4千9百万円)、日英若人交流計画(1995年~2005年、総事業費1億4千7百万円)、日英交流史編纂事業等拠出金(1995年~2002年、総事業費3億1千万円)などが含まれ、大きな成果を生んだ。

元軍人の戦争捕虜であったメイリンズは、次のように語る。「第二次世界大戦以降、日本は平和国家として生まれ変わった。その後は二度と軍事力を行使することなく、外交に徹してきた。日本はすでに十分に国連安全保障理事会の常任理事国になる資格があり、英國もそれを強く支持している。日本は世界第二の経済大国として、安全保障理事国になってさらに積極的かつ建設的な役割を果たす意欲と用意があることを明らかにしているにも拘わらず、それが中国の反対で実現していないことも、日中韓の全面的な和解の重要性を物語っている。⁷

日英和解は、必ずしも価値を共有する両国間で困難なく実現したわけではなかった。双方の賢明な外交努力、そして国内政治的な努力の帰結でもあった。もう一度、その成功物語を振り返り、そこに関与した政府内外の活動の努力について、十分な認識を持つことが重要ではないか。

*1 小菅信子『戦後和解―日本は〈過去〉から解き放たれるのか』(中公新書、2005年)112-3頁。

*2 ジャック・ショーカー「憎悪から和解へ—戦争を描いた元捕虜がたどった戦後和解への足跡」黒沢文貴/アン・ニッシュ編『歴史と和解』(東京大学出版会、2011年)110頁。

*3 クリストファー・ブラディック「遠き友邦:グローバル化時代における日英関係」木畑洋一/アン・ニッシュ/細谷千博/田中孝彦編『日英交流史1600-2000 2政治・外交Ⅱ』(東京大学出版会、2000年)345頁。

*4 恵子・ホームズ『アガベ一心の癒しと和解の旅』(フォレストブック、2003年)110-1頁。

*5 「『平和友好交流計画』の概要」www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/heiwa,g.html。

*6 小菅信子「記憶の歴史化と和解—日英を事例として」黒沢文貴/アン・ニッシュ編『歴史と和解』(東京大学出版会、2011年)68頁。

*7 フィリップ・メイリンズ「『和解こそ最後の勝利』—英國退役軍人の一考察」黒沢/ニッシュ編『歴史と和解』147頁。

政策研究

世界経済の低迷と 金融・資本市場の 歪みについて

主任研究員

北浦修敏

日本経済は、バブル崩壊以降、ゼロインフレが常態化する中で、海外の輸出市場の動向に左右されやすく、また、金融政策も経済ショックを和らげる効果を失うなど、脆弱な経済構造となっている。本稿では、国際機関等の分析を下に、こうした日本経済を取り巻く世界経済に現在蓄積されているリスクについて報告する。本稿の詳細及び引用文献の出典は、IIPS・研究レポート「世界経済の低迷、均衡実質金利の低下、金融・資本市場の歪みについて—国際機関等の報告を踏まえて—」を参照されたい。

1.世界経済の低迷と均衡実質金利の低下

IMF・WEO(2015,1)は、本年4月の時点での2015年、2016年の世界の実質経済成長をそれぞれ3.5%、3.8%程度と見込んでいる。この水準は過去35年間の世界の平均成長率と同水準であり、歴史的に決して低い水準ではないが、中国や資源輸出国の好景気に支えられた2000年代前半の4.5%程度の成長から1%程度低下している。

米国の元財務長官のSummers(2014)はSecular Stagnation(長期停滞)という概念を示して先進国の成長力の低下を指摘し、また、The Financial Times誌のコラムニストのWolf(2015)はバランスシート不況を主張している。前者は、供給面(人口の減少、技術進歩率の伸びの低下、資本財価格の低下、IT企業やベンチャー企業の投資額の減少等)、需要面(過去の過大なレバレッジや住宅バブルの反動等)の双方の現状を踏まえて、足元の経済の低迷が長期的に継続しかねないことを警告している。一方、後者は、経済主体のバランスシートの健全性は安定的な経済成長に不可欠であるにも関わらず、世界中が借入依存症にかかっており、2007年から2014年にかけて多くの国々の債務残高のGDP比が2割から5割以上も増加したことを指摘している。その上

で、世界経済の成長力が弱いことから、当面はファイナンシャルリプレッション、インフレーション、債務リストラクチャリング等を組み合わせて対応していくことになるであろうと指摘している。これらの主張を総括するように、IMF・WEO(2015,2)は、2015年から2020年にかけての各国の潜在成長率の分析を行い、先進国、新興市場国(イメージングマーケット、EM)ともに2000年代前半から潜在成長率が低下していることを指摘している。具体的には、先進国では、危機前(2001年から2007年)の2.25%から今後5年間は1.6%に、新興市場国では同じく6.5%から5.2%に、それぞれ減速することを指摘している。先進国の減速は、危機後の後遺症が続いていること、少子高齢化に伴う労働制約が大きくなること、生産性や資本の伸びが緩やかになることによるものであり、新興市場国では、少子化、投資の減速に加え、既存の成長モデルの下でのキャッチアップのスピードの減速等が主たる原因としている。

世界経済の低迷に対して、財政に対する信認の高い国(米国やドイツ等)における公共投資で世界経済を浮揚すべきとの指摘もなされている(Summers(2014)やIMF(2014,2)等)。しかしながら、公共投資の推進には、①医療改革の影響により米国の2014年の財政収支が著しく悪化するなど、多くの先進国で今後高齢化に伴う財政状況の悪化が懸念されていること、②米国・ドイツともに、経済は均衡状態に近く、財政支出の経済に与える効果は限定的とみられること、③インフラ整備を経済対策と結びつけると、無駄な投資が実施されることにつながりやすいこと(インフラ整備は適切な優先順位を十分に検討した上で計画的に実施されることが望ましいこと)等の問題があり、世界経済は、各経済主体のデレバレッジの取組みや構造改革を進めつつ、短期的な景気の調整弁としては金融政策に頼らざるを得ない状況にある。

一方で、世界経済の低迷(投資の減少、過剰貯蓄の高まり)は、世界金融危機後の金融緩和の長期化と相まって、世界の短期及び長期の名目金利をマイナスの水準にまで低下させ、金融政策の余地を狭めている。米国においては、期待インフレ率が1.5%程度でアンカーされていることを前提にすると、名目及び実質の長期金利はそれぞれ2%、0.5%程度と、名目及び実質の短期金利はそれぞれ0%、マイナス1.5%程度となっている。欧州や日本では、期待インフレ率が十分確保できていないため、実質金利の水準は定かではないが、名目金利は歴史的にみて最低の水準で推移している。

今後の実質金利の見通しに関して、IMF・WEO(2014,1)は、過去30年にわたる世界の実質長期金利の動向(80年代後半から90年代にかけて4%を超える高い水準で推移し、2000年代前半に2%程度まで低下し、さらに近年低下)を分析して、米国の10年国債の実質利回りは、実質利回りを低下させた要因(投資の減少、貯蓄の

高まり等)が容易に反転しないと考えられることから、当面5年程度は低位で推移すること(上限は2%程度)を指摘している。また、Hamilton, et al.(2015)は、経済を均衡化させる均衡実質金利(いわゆる自然利子率)を分析して、①足元の世界の均衡実質金利は少なくとも0.5%程度のプラスとみられること(危機前の水準である2%と比べて低水準となっていること)、②足元のマイナス1.5%程度の米国の実質短期金利は今後緩やかに足元の均衡実質金利の水準(0.5%)に向けて上昇が見込まれること、③今後の実質均衡金利の見通しについては不確実性が高いこと、等を報告している。

2.金融・資本市場の歪みと市場の混乱の可能性

このように、足元の世界経済は需要不足(貯蓄超過)が継続するとみられ、当面の均衡実質金利の水準も、米国の景気の回復に伴い緩やかに上昇するものの、歴史的にみると低水準で推移するものとみられる。

こうした中で、IMFやBISのレポートでは、金融・資本市場において過度のリスクテイクが発生していることがたびたび指摘されている。とりわけ、米国10年国債の利回りが2%という低水準で推移する中で、長期的に被保険者に高い收益率を約束している年金・保険等の機関投資家が運用面において高いリターンを追求して、上場投資信託、ヘッジファンド等いわゆるシャドーバンキング(以下、投資信託等)を通じて高利回り債券やEM債券への投資を増加させてきた。

IMF・GFSR(2014)は、こうしたリスクテイクの高まりにより金融資産の価格や利回り(以下、価格等)に歪みが生じていることを指摘している。具体的には、米国の10年国債のタームプレミアムが100BP、B格付けの社債のスプレッドが100BP、それぞれ歴史的な水準から下方に乖離していると報告している。また、2012年以降、米国の株価は、歴史的な水準からみて過大評価の可能性を示しているが、これは主にリスクプレミアムの低下によると報告している。これらはいずれ正常化することが見込まれ、IMF・GFSR(2014)は、国債のタームプレミアム及び社債のスプレッドの正常化だけで、世界の債券の総額45兆ドルの8%程度3.8兆ドル(ほぼ日本の国民所得に相当)が失われるとしている。

また、銀行の監督強化に伴い、金融・資本市場における主たる資金の運用主体が商業銀行や投資銀行から投資信託等に移行して、市場の混乱に対してクッションの役割を期待されるマーケットメイカーの層が薄くなり、市場の流動性が低下したことが指摘されている。市場の流動性の低下は、経済ショックに伴う投資家の投売りといった行動に対して市場の脆弱性を高めている。

金融・資本市場の混乱を引き起こしかねない経済ショックとしては、FRBの利上げ、ギリシア・ウクライナ問題、中国経済のハードラン

デイング等が指摘されている。特に、EMの債務問題が、原油等の資源価格の下落に伴い、昨年秋頃から取り沙汰されている。10年前まで殆ど存在しなかったハードカレンシーによるEM債券は2.6兆ドルの水準に達しており、ほぼ同額に上るEM向けの国際的な銀行融資とともに、先進国の投資家の過度なリスクテイクの象徴、金融・資本市場の脆弱性の代表例とみられている。このEMの債務には通貨ミスマッチの問題(不動産・建設業のように、借り手の収入源が現地通貨である場合、ドル高の進行によりドル建ての返済額が増加して返済が困難となること)が内在している。ここで指摘した個々の経済ショックは対処可能なものであるが、金融・資本市場を通じて国際的に経済的な混乱が拡散しかねないリスクがある。

3.リスクを拡大させないために

このように、世界経済の低迷の結果としての金融緩和の長期化とリスクテイクの高まりにより、現在の世界経済は金融・資本市場に歪みを抱えており、各国の政策当局は慎重な対応を迫られている。中央銀行(特に米国FRB)は市場と注意深い対話を続けることが求められており、また、金融監督当局はマクロプルーデンシャルポリシー(投資信託等への監督等)について見直しを進めている。

さらに、マクロエコノミストの立場から筆者が重要と考えていることは、警告を含む適切な情報提供により個々の投資家に自らのリスクテイクの状況を十分に認識させることである。現在の経済の低迷、貯蓄過剰の状況においては、IMF・WEO(2014.1)やHamilton, et al.(2015)が指摘するように、世界の均衡実質金利や長期国債の実質利回りは当面低水準で推移するとみられる。その一方で、マイナスの実質短期金利、期待インフレ率、タームプレミアム、スプレッド、株式のリスクプレミアムはいずれ正常化していく(修正を迫られる)と考えられる。こうした過程で、一定の市場の混乱は避けられないが、エコノミストがファンダメンタルズに基づいた適切な分析結果を提供することで、投資家が自らのリスクテイクの状況に関してより的確な認識を持つことができれば、諸々の経済ショックが顕在化しても、投資家が大挙して投売りを行うような行動を出することをある程度緩和することが可能となろう。

勿論最後に価格を決めるのは市場である。しかしながら、市場参加者はともすると過剰に行動してしまう。経済動向に関して議論を戦わせ、警鐘をならすことは、政府、中央銀行、国際機関、シンクタンク、メディア等のエコノミストの重要な役割である。日本ではデフレが長期にわたり継続しており、金融商品の価格等に関する感覚が麻痺している。日本銀行をはじめとする市場関係者は、米国のカウンターパートのように、金融商品の価格等に関して当面の見直しやファンダメンタルズに基づいた長期的な評価を示すことにより積極的に関わっていくことが期待される。

政策研究

イノベーションの法則と戦略

主任研究員

雨宮 寛二

1.企業活動は全てがイノベーションか

およそ世の中の企業活動は、2つのことばで集約される。ひとつは「新たな製品やサービスを創り出す活動」であり、もう一つは「既存の製品やサービスを改良し改善する活動」である。たとえば、自動車、冷蔵庫、テレビ、飛行機などについて考えてみると、これらの製品をはじめて開発し実用化することが前者にあたり、これらの製品を改善・改良しアップデートやアップグレードさせながら機能や性能を高めることが後者にあたる。前者のように、新たに製品を創り出すことは非常に難しい企業活動であるが、ひとたび開発されて実用化され、普及を伴う経済的な成果が市場で実現されれば、その製品は「画期的な革新」として後世に名を残すことになる。

しかし、現在当たり前のように実用化されているこれらの製品は、はじめから完成品として消費者の前に現れたわけではない。製品化されて市場に出た後も、細かな改良や改善といったプロセスを積み重ねることで製品としての性能や機能が高められ、市場に浸透し実用化されていった。企業活動としては、画期的な革新こそが華々しく脚光を浴びる傾向にあるが、改良や改善の積み重ねもまた、普及における地道な企業活動として欠かすことはできない。

それではイノベーション (innovation) とは、「画期的な革新」と「既存製品やサービスの改良や改善」のどちらを指すのであろうか。画期的な革新が新たに創出されるという非連続的な特徴を持ち、経済的な成果を市場にもたらすといった観点から、画期的な革新こそがイノベーションであるとする考え方と、既存の製品やサービスといった従来の延長上で進められる細かな改良や改善もまた経済的な価値をもたらすとの観点から、画期的な革新に加え改良や改善もまたイノベーションに含まれるとの考え方の両方が存在する。

2.イノベーションには「既存製品やサービスの改良や改善」が含まれないといった考え方

企業は新たな製品やサービス、技術を開発し社会に浸透させ普及させることで成長し、社会的な地位を築いていく。長期に渡り優れた製品やサービスを提供し続ける企業力なくして、企業は「存続し続ける(going concern)」ことはできない。企業の浮沈を左右するこうした新製品や新技术の創出といった画期的な革新こそがイノベーションであり、まさに、イノベーションとは「新しいものを生産する、もしくは既存のものを新しい方法で生産する」ことを意味する。経済システムの中でイノベーションを捉え、このように主張したのはヨーゼフ・アーロイス・シュンペーターである (Schumpeter J. A. *The Theory of Economic Development: An Inquiry into Profits, Capital, Credit, Interest, and the Business Cycle*, Cambridge: Harvard University Press, 1934)。ここでの生産とは、利用可能な種々の「物や力 (materials and forces)」の結合を意味し、イノベーションが従来とは異なるかたちで物や力を結合する、すなわち「新結合 (new combination)」であることを示している。

このように、画期的な革新こそがイノベーションであるとの主張は、新製品や新技术の創出に重点を置いていることから、過去の延長上にはないイノベーションの重要性を特徴づける「非連続性」と、変化の源泉として創出される企業の内なる新たな創造が既存の製品やサービス、技術を駆逐するといった「創造的破壊」という2つの特性が強調される。

たとえばインターネットについて考えてみると、インターネットは過去に存在し得なかった新しい技術である。世界中の複数のネットワークを相互に接続した巨大な分散型ネットワークであるインターネットは、電子メール、デジタル情報の共有や公開、映像や楽曲などのコンテンツ配信、オンラインショッピングなど、さまざまなサービスを新たに創造しながら、人々のライフスタイルとして定着し数多のネット事業者が誕生することで著しく普及した。このように、インターネットによりもたらされた非連続的な変化は、企業構造や社会構造、さらには経済構造に変化をもたらした。一方でインターネットは、非連続的なイノベーションとして機能することで、新たなる価値を創造するとともに既存の製品やサービス、技術などを破壊することとなった。

経済の成長や発展の牽引役として、イノベーションがその中心的な役割を果たすとのシュンペーターの考え方立てば、創造的破壊こそ資本主義の本質である。イノベーションが起こる源泉は、基本的に外部環境の変化ではなく企業の内なる創造にある。持続的な経済発展を達成するためには、間断なく新たなイノベーションを起こし創造的破壊を繰り返すことが重要である。短期的な均衡に目を向けるのではなく、現存の構造をいかに創造し破壊するかとの視点に立ち捉えることが大事である。

3.イノベーションには「既存製品やサービスの改良や改善」が含まれるといった考え方

既存の製品やサービスの改良や改善が小さな革新を積み重ねていくとの観点から、画期的な革新に加え、既存の製品やサービスの改良や改善もまたイノベーションに含まれると主張したのは、ネイサン・ローゼンバーグである(Rosenberg, N. *Inside Black Box: Technology and Economics*, Cambridge University Press 1983)。画期的な革新が誕生したとしても、それが社会的に浸透し普及するまでには、改良や改善といった過去の延長上にある連続的で漸進的な取り組みもまた必要となる。イノベーションを「企業にとって新しい製品デザインや製造過程を習得し、使いこなせるようになる過程」と表現したローゼンバーグの考えは、イノベーションを広く捉え、こうした積み上げ型の漸進的なイノベーションの役割が重要であることを説いている。

優れた製品やサービス、技術は、最初から完全な状態で市場に出るわけではない。確かに、企業は優れた製品やサービスを完璧な状態、すなわち、その時点で最も完成度の高い状態で市場に出すべきであるが、はじめから完成された製品など存在しない。企業による絶え間ない改良や改善があって、はじめて優れた製品やサービスとして完成していく。製品やサービスの問題点は企業の内部からだけではなく、消費者や競合他社といった市場からも生まれる。市場から生じる問題点は企業からすればまったくの想定外であるため、そこにはさらなる改良や改善の余地が生まれ完成品として進歩していくのである。

たとえば、2010年4月に発売されたiPadを見てみると、当初iPadは重要な機能が備わっていない欠陥製品であるとさまざまなメディアによって叩かれた。「カメラがない、マルチタスクができない、Flashが使えない、USBがない」など列挙すればきりがない。アップルは満を持して完成度の高い製品としてiPadを市場に送り出したものの、このように市場の反応は冷ややかであった。その後アップルは、様々な改良や改善を重ねることでiPadを進化させていく。iPad2の発売を契機に、新たにフロントとバックに2つのカメラを内蔵し、iOS4.2.1の開発によりタブレット市場においていち早くマルチタスクの実現を図るなどして、汎用性の高いタブレットとして完成度を高めていった。このように、アップルはまさに改良や改善といった漸進的なイノベーションを果敢に遂行することで、iPadを完成度の高い製品として進化させていく。その後のiPadの好調な販売数を見れば、次世代製品が先代製品の欠点を改善するという連続的なイノベーションが、需要サイドに価値をもたらし、経済的な成果が市場で実現されることで、iPadの普及が促進していくことがうかがえる。

こうした漸進的で連続的なイノベーションは、従来の延長上で改良や改善が進められ、小さな革新を積み重ねていくとの観点から、「インクリメンタル・イノベーション(incremental innovation)」や「持続的イノベーション(sustaining innovation)」とも呼ばれている。

4.非連続的イノベーションと改良や改善による

連続的イノベーションはトレードオフの関係にある

これまで見てきたように、非連続的イノベーションは、新たに画期的な製品やサービス、技術を生み出すイノベーションである。これに対して、連続的イノベーションは、既に開発された製品やサービス、技術そのものの改良や改善を図るイノベーションである。それでは、これら2つのイノベーションの間にはどのような関係があるのだろうか。この命題に答えるためには、非連続的イノベーションと連続的イノベーションを同時に生み出すことができるかどうかを考えてみれば分かる。

非連続的イノベーションは非連続性という特徴を有することから、過去を断ち切ることで新たに生み出されるイノベーションである。つまり、従来の製品やサービス、技術の概念をかなぐり捨てて、新しくものを創り出す行為である。この際に必要なのは、既存の知識や経験ではない。むしろ、そのようなものは足かせとなる。重要なのは新しいものを生み出すための発想や思いつきであり、既成概念に囚われないことがある。だが、連続的イノベーションに傾注していると、非連続的イノベーションに必要な発想や思いつきが失われる。なぜなら、連続的イノベーションでは、漸進的かつ連続的に改良や改善を重ねていくことで知識や経験を蓄積していくため、従来の次元の上でしか物事を捉えようとしなくなるからである。このように、連続的イノベーションにおいて蓄積された知識や経験は、非連続的イノベーションに必要な発想や思いつきを阻害するため、連続的イノベーションを進めながら非連続的イノベーションを生み出すことは極めて難しいことが分かる。

たとえば、ソニーのテレビ事業を見てみると、ソニーは早くからブラウン管テレビを開発し、テレビ市場におけるリーダーとしてブラウン管技術の改良や改善にまい進してきた。そのため、薄型テレビの製品開発に後れをとり、薄型テレビの時代が到来するとソニーのテレビ事業は不振に陥り、リーダーたる地位を失うことになる。その転機となったのは、スーパーフラットトリニトロン管の開発である。この開発により、ソニーは従来ブラウン管技術において困難とされていた画面のフルフラット化の実現に成功した。この技術が継承されたベガ(WEGA)の成功により、ソニーはますますブラウン管技術に固執することになる。その後もソニーは、ブラウン管という従来技術の次元の上でテレビ事業を展開し続けたため新たな技術の開発に後れをとり、液晶パネル技術を搭載したブラビア(BRAVIA)の発売は、シャープのアクオス(AQUOS)発売後5年もの歳月を経過してからであった。ブラビアへのブランド変更後もソニーはベガブランドによるブラウン管技術の改良や改善に継続して打ち込み、ブラウン管テレビ市場が需要減退に至るまでブラウン管テレビの生産終了を決断することができなかった。このように、ソニーのテレビ事業もまた、連続的イノベーションを進めながら、非連続的イノベーションを生み出すことの難しさを示してくれる一例である。

政策研究

防衛省・自衛隊の サイバーセキュリティ に関する課題

主任研究員

松崎みゆき

本年(2015年)1月にサイバーセキュリティ戦略本部が設置され、5月には新たなサイバーセキュリティ戦略(案)が発表されるなど、サイバーセキュリティへの取組が進展している。その一方、日本年金機構に対するサイバー攻撃の一例を見ても明らかのように、サイバーセキュリティ上の課題は山積している。

防衛省は、日本のサイバーセキュリティ政策の中で、「國の安全保障」という観点からサイバー攻撃に対処するため、自衛隊の能力・態勢強化に取り組んでいる。本稿では、サイバーセキュリティにおいても他国に先んずる米国の取組を例に、防衛省・自衛隊のサイバーセキュリティに関する課題について考察する。

サイバー攻撃への対処

サイバー空間における国際的規範は現在確立の途上にあり、サイバー攻撃対処に係る法的裏付けは国際社会共通の課題である。国連憲章で認められている「武力攻撃」に対する自衛権の行使は、サイバー空間での攻撃にも適用できるとの国際的な共通認識は存在するものの、サイバー攻撃の態様及び被害の規模・性質が多岐にわたる中で、どのようなサイバー攻撃が自衛権の行使を主張し得る「武力攻撃」に相当するかについての定義は確立されていない。

米国は、2011年に発表したサイバー空間に関する初の包括的な戦略文書において、サイバー攻撃対処の手段として、「国際法に基づくすべての必要な手段(外交、情報、軍事、経済)を使用する権利を留保する」と、軍事的手段が含まれることを明確に規定した。さらに同年国防省は、「サイバー空間政策報告」の中で、軍事的手段にはサイバー上の能力に加え、物理的能力を用いた対処を含むことを明記し、サイバー攻撃を受けた場合には、物理的能力による対処を否定しない方針を示した。

一般的に、サイバー防御と攻撃は表裏一体とも言われているが、米軍で各軍種のサイバー部隊を統括するサイバー軍司令官は、これまでサイバー軍では防御力に重点を置いてきたが、抑止の有効性という意味では、攻撃力強化を検討する必要があると述べ、「攻撃力」と「防御力」を区別している。2016会計年度国防予算案では、サイバー空間での「防御力」とともに「攻撃力」の増大が謳われていた。しかし現在も、攻撃実施の権限をサイバー軍司令官に与えるか否か、オバマ大統領の決定は保留されており、攻撃の実施については米国も慎重であることがうかがえる。

さらに、サイバー攻撃に特有な事例として、第3国のサーバーを経由して行われる攻撃が存在する。米国防省は、第3国経由でサイバー攻撃が行われた場合の第3国への対処の基準例として、「第3国が自國のサーバー経由で攻撃が行われていることに気づいていたか」「第3国自身が何らかの役割を果たしたのか。果たしていたとすれば、その役割は何か」「悪意のあるサイバー活動に効果的に対応するための、第3国的能力及び意志の有無」を挙げている。このように、米国は第3国への対処を否定していない。米国が、第3国に対しても、物理的な軍事攻撃という選択肢を排除しないのであれば、国際的にも重要な論点となることが予想される。

防衛省は「何らかの事態が武力攻撃に当たるか否かは、個別具体的な状況を踏まえて判断すべきもの」とした上で、「武力攻撃の一環としてサイバー攻撃が行われた場合、自衛権発動の第一要件を満たすことになると考えられる。」との基本的見解を示している。「武力攻撃の一環として」サイバー攻撃を受けた場合、「軍事的手段」を用いて反撃するのか、反撃するのであれば、サイバー空間における反撃なのか、通常兵器を使用して反撃するのか等について決断をせまられることとなる。さらには、第3国のサーバーを経由して攻撃が実施された場合の第3国への対処についてなど、サイバー攻撃対処について検討すべき課題は枚挙にいとまがない。

サイバー攻撃は技術の進歩が速く、技術の進展に伴い新たな課題が出現するため、自衛権発動の要件を満たすサイバー攻撃の要件及び攻撃への対処等について、あらかじめ厳密に規定することは難しい上に適当でないと言えよう。しかし、事態の進行の速さが予想されるため、現時点において考え得るあらゆる事態を想定し、対処方針等について検討を行う必要がある。また、対処の実効性を高めるためには、自衛隊のサイバー「攻撃」能力の向上は不可欠であろう。

サイバーセキュリティとインテリジェンス

サイバー攻撃の未然防止とともに、攻撃を受けた場合の対処には、攻撃元となり得る国・組織及び個人のサイバー能力・意図等に

に関する情報収集・分析が重要である。そのため、サイバーセキュリティとインテリジェンスは密接な関係にあり、米国では、NSA（国家安全保障局）とサイバー軍は同一基地に所在し、NSA長官とサイバー軍司令官は同一人物が務めている。NSAとサイバー軍は任務上のパートナーにあたり、NSAはサイバー空間における外国からの脅威情報の収集・解析を実施している。NSA改革に関する議論の中で、同長官とサイバー軍司令官の兼任の是非が論じられた。現在も議論は継続しているが、現長官兼司令官は、両機関の強化のためには兼任を強く推奨する、と議会で証言している。

また、サイバーセキュリティとインテリジェンスの関係を強化する新たな取り組みとして、本年2月、オバマ大統領は、CTIIC（サイバー脅威情報統合センター）の創設を国家情報長官に指示した。CTIIC自体は情報収集を実施せず、DHS（国土安全保障省）、FBI（連邦捜査局）、国防省、NSA、CIA（中央情報局）などが個別に収集しているサイバー脅威情報を集約し、攻撃者の特定や分析を実施することによって、迅速に対応策を講じることを目的としている。

自衛隊におけるサイバー防衛担当部隊であるサイバー防衛隊と情報機関の連携の現状について、公開情報から推測することは難しいが、防衛省・自衛隊内にとどまらず、政府全体、そして可能な限り民間企業との間でも、各組織が個別に実施しているとみられる情報収集・分析の内容を集約し、共有する取組が必要とされる。

重要インフラ・防衛産業のサイバーセキュリティと防衛省・自衛隊の役割

米国では、DHSが重要インフラのサイバーセキュリティを担っているが、重要インフラがサイバー攻撃を受け、「重大な結果が生じた場合」には、サイバー軍内の部隊が対処するとされている。

日本でも、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）や所管省庁が重要インフラのサイバーセキュリティを担当しており、防衛省・自衛隊のネットワークの監視・事案対処等を任務とするサイバー防衛隊は、重要インフラ・防衛産業のシステム及びネットワークは防護していない。そして米国とは異なり、重要インフラに対するサイバー攻撃により「重大な結果が生じた場合」の、サイバー防衛隊による対処は現段階では規定されていない。

防衛省と民間企業との連携は強化されつつあり、2013年には、防衛省がハブとなり参加企業間の情報共有を促進する取組である「サイバーディフェンス連携協議会」が設置された。このように、防衛省と重要インフラ関連企業及び防衛産業との連携強化を進めつつ、将来的には重要インフラ及び防衛産業がサイバー攻撃を受けた際の対処として、サイバー防衛隊の関与も視野に入れた検討がなされるべきであろう。

（本稿に示された見解は執筆者個人のものであり、所属組織の見解を示すものではありません。）

政策研究

中国通商政策の変遷

研究員

安田 啓

本稿では、改革開放以降の中国が2001年に世界貿易機関（WTO）に加盟し、国際貿易体制の主要プレーヤーとして今日に至るまでの通商政策を概観する。

中国WTO加盟の経緯

1978年に鄧小平主導で改革開放路線にシフトし、同路線が本格化していくと、中国は国際貿易体制との調整の必要性に直面する。当時、1979年1月の米中国交樹立とともに、米国との間で繊維貿易をめぐり貿易摩擦が激化していた。米国は一方的な対中輸入制限を実施。繊維製品の安定輸出を確保したい中国は1983年にガット体制の下で合意された「繊維貿易の国際貿易に関する取り決め（通称MFA）」へ加入した。MFAを通じて中国は各国への繊維製品の輸入割当を確保し、1984年から5年間で繊維輸出がほぼ倍増した。MFAへの参加を機に、中国はガットを中心とする国際貿易体制参加の意義を理解していくのである。

中国のガット（1995年以降WTO）加盟交渉は1987年に開始したものの、1989年6月の天安門事件発生による交渉の中止や、90年代以降は台頭著しい中国経済に対する米国や欧州からの風当たりの強まり、さらにはアジア通貨危機といった逆風もあって難航した。しかし1998年、朱鎔基首相の就任が契機となって交渉は加速し、2001年11月ドーハにおける第4回WTO閣僚会議において中国のWTO加盟が承認され、同年12月正式加盟が実現した。

80年代の中国はガット加盟による貿易拡大効果はもちろんのことだが、加盟による国際的地位の向上を重視していた。これに対し朱鎔基は、非効率な国有企業や銀行部門など国内産業の改革を進めるための「外圧」としての効果や、国際貿易ルールの形成過程に当事国として加わり国益を主張する場としての機能をWTO加盟に求めていた。

中国にとってのWTOの位置付けの変化

WTO加盟直後の中国の国際貿易体制におけるスタンスは他国からも評価されている。例えば米通商代表部は「WTO加盟の後、中国政府はその数多くの約束を履行するために目を見張る多くの措置をとった。これらの措置は疑いもなく、ルールを重視するWTOの国際貿易体制への中国の統合を深め、さらに中国が進める経済改革を強固にした」と、加盟直後の中国政府の対応を肯定的にとらえている。中国はWTO体制への対応として国内の法制度整備、市場開放を進めることで2000年代、外国資本の直接投資拡大を実現することに成功したと評価できる。

2003年に発足した胡錦濤政権は、前任者とは異なるカラーを打ち出していく。同年の政府機構再編では、産業政策を統括する国家発展改革委員会や国务院直轄の国有資産監督管理委員会が結成された。国家発展改革委員会の下では2004年に、10年ぶりの自動車産業政策となる「自動車産業発展政策」が公布されるなど自国の産業発展を重視した産業政策的傾向が強まっていく。2006年3月には第11次5カ年計画が採択され、自国産業によるイノベーションを意味する「自主创新能力」の向上が掲げられ、この傾向に拍車がかかった。

この時期、中国を取り巻く貿易投資環境ではいくつか重要な変化が見られた。まず貿易面では2005年1月に、米国、EUの対中纖維輸入割当枠が撤廃されたことで、纖維貿易摩擦が顕在化した。中国の対外輸出が拡大するにつれ、欧米による対中アンチダンピング措置の頻発傾向が強まっていった。このような貿易摩擦拡大の傾向から中国は輸出主導型の成長を目指す戦略に限界があることを認識し、相手国市場への直接投資拡大、いわゆる「走出去」戦略や、内需拡大路線へシフトしていく。つまり貿易拡大のツールとしてのWTOへの期待、というWTOルール遵守の一つの動機がこの時期弱まっていったと見ることができる。

また2005年頃から、国内における外資のオーバープレゼンスを指摘する声が強まっていた。対内直接投資の「規模」よりも、先端技術の導入といった「質」の面が重視されるようになり、外資の積極導入により国内企業改革を促すという側面はトーンダウンしていった。この観点でも、WTOルールを重視する動機は低下し、むしろ負担感、コスト超過意識が噴出し始めていた。その結果、「外国企業たたき」の批判が根強い中国独占禁止法(2008年施行)など、市場開放に対する国内への衝撃緩和策ともみられる政策が導入されていった。

さらに、この頃WTOドーハラウンド交渉の行き詰まりが鮮明になっていた。WTOの多国間貿易自由化交渉への参画によって、国際貿易ルールの形成に積極関与していく、という中国の狙いはドーハラウンドの停滞と共に崩れていった。

2008年秋に米国発の経済・金融危機が勃発すると、中国は大規模な緊急経済対策を打ち出し、国有企業を中心とする国内産業支

援を強めた。その状況は「国進民退」と呼ばれ、国有企業改革路線はこの時期停滞し、WTOルール遵守を改革開放路線推進の外圧とする発想はもはや過去のものとなった。

このように中国にとってのWTOルールを遵守する動機付けが弱くなっている、現習近平政権下ではWTOは、数ある国際枠組みの一形態という位置づけに収まりつつある。

中国のFTA外交

中国政府は2000年代に入り、戦略的に自由貿易協定(FTA)を活用し始め、これまで中国はFTAを主に、①周辺国・地域との関係強化のツールとして、または②資源の安定確保、安全保障戦略の一環として活用してきたとまとめられる。①の対象は、台湾、香港、マカオなどが該当、②としては準軍事同盟国であるパキスタンのほか、イスランドとのFTAも北極海の資源や将来の北極海航路の活用を見据えたものを見ることができる。アセアンとのFTAは①②両方の側面を有している。

これに対し、近年は先進国とのFTA、より貿易規模の大きい国々とのFTA締結を重視している。2014年11月には韓国との二国間FTAが、実質的に交渉が妥結し、2015年6月に正式署名された。同FTAは近年のFTAとしては貿易自由化の水準は低く両国の産業保護に配慮した協定と言えるが、2012年5月の交渉開始から2年半で実質的な妥結に達したこと自体、両国の関係を強化するものであることは間違いない。今後は、環太平洋パートナーシップ(TPP)など現在交渉の進む大型協定に対する中国の出方が注目されている。

中国が日中韓三カ国FTA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)といった大型・広域FTA交渉に取り組む背景としては、中国がFTAに、内需主導の成長、国内改革路線への刺激策、言い換れば2000年代前半のWTOに続く新たな「外圧」としての効果を期待していた側面も、少なくとも最近まであったと考えられる。しかしながら、現政権の「一帯一路」構想が急速に台頭する中で、影をひそめてしまった。3月の全人代では高虎城商務部長が「FTA建設は周辺国家を踏まえ、『一帯一路』をカバーし、グローバルに向けた高い水準の自由貿易区ネットワークを構築するためだ」と述べ、FTAが、現政権が進める「一帯一路」戦略の一部として位置付けられていることが明らかにされた。その意味では、中国のFTA戦略は、周辺国との連携強化という従来からの路線の発展型、延長線上にあると整理できる。

WTO加盟は中国の貿易制度の近現代化に大きく寄与し、中国に世界貿易の責任ある主要プレーヤーとしての地位を確立するに至った。しかし、WTO加盟時には期待された国内改革進行のための「外圧」としての効果はもはや薄れ、国際貿易ルール作りの舞台としてもWTOラウンドの停滞によりFTAがその主戦場となっている。その中で、現政権が大型化・広域化の進む世界のFTAの潮流に今後どのように取り組んでいくか各国が注目している。

研究所ニュース

第11回 中曾根康弘賞 授賞式

7月3日、ザ・キャピトルホテル東急にて、第11回中曾根康弘賞授賞式が開催され、4名の方々が以下のとおり受賞した。

〈優秀賞〉

◆グエン・ティ・ラン・アン氏

ベトナム外交学院 南シナ海研究所 副所長

選考理由:ベトナム外務省外交学院の国際法専門家。ベトナム代表として、南シナ海問題、海洋国際法問題の国際会議に参加し、積極的に情報発信を行っている。ベトナムによる国際法分野のパブリック・ディプロマシーの展開で活躍している。博士論文は“*The South China Sea Dispute: A Reappraisal in the Light of International Law*”。最近、重要性が増している海洋安全保障の問題に果敢に取り組み、顕著な業績をあげている点を高く評価する。

〈奨励賞〉以下3名

◆大庭 三枝 (おおば みえ) 氏

東京理科大学 工学部 教授

選考理由:日本を代表するアジア・太平洋地域の地域統合、地域協力研究者として、内外での学術活動、社会活動を積極的に行ってい。る。2014年に刊行された『重層的地域としてのアジアー対立と共存の構図』(有斐閣)は、「アジア」という地域が多様に、重層的に形成されていることを解明し、日本外交にも強い示唆を与え、内外で高い評価を得ている。また、2010年から2013年まで内閣府原子力委員会委員として東日本大震災後の原発問題に取り組むなどの社会活動を行ってきた。これらの学術活動、社会活動を高く評価する。

◆神保 謙 (じんぼ けん) 氏

慶應義塾大学 総合政策学部 准教授

選考理由:日本を代表する安全保障の研究者として、複数のシンクタンクにも関わりながら、きわめて活発に学術活動、社会活動を展開している。とりわけ、日本の安全保障政策などについて、英語を用いて行っている執筆活動、対外発信、国際会議での発言などは際立っており、内外から高い注目を集めている。また、政府や官庁の委員会委員を多々務め、2013年には主要な著者の一人として、日本再建イニシアティブ『民主党政権 失敗の検証—日本政治は何を活かすか』(中公新書)を刊行した。これらの学術活動、社会活動を高く評価する。

◆森 聰 (もり さとる) 氏

法政大学 法学部 教授

選考理由:アメリカ外交研究者として、歴史研究と政策研究の双方を活発に行っており、また英語に堪能でシンクタンクでの講演や政策提言も積極的に行っている。著書の『ベトナム戦争と同盟外交』(東京大学出版会)では米、仏、英の視点からアジア太平洋の国際関係を緻密に検証しており、外交史家として学界への貢献も大きい。また政策コミュニティにおいて、元外交官としての経験を生かして、専門のアメリカ外交のみならず、日米関係、日本外交、東アジアの海洋安全保障などについても積極的に発言している。これらの学術活動、社会活動を高く評価する。

授賞式では、中曾根康弘会長が挨拶を行い、平和と安全に結びつく活躍してきた受賞者4名の方々へのお祝いの言葉とともに、受賞が少しでも励みとなり、今後の更なるご活躍に期待したいと述べた。続いて、選考委員長の北岡研究本部長から選考経過と授賞理由を説明した後、会長より受賞者に対して記念盾を授与した。

奨励賞受賞の大庭、神保、森各氏からはスピーチ、優秀賞受賞のグエン・ティ・ラン・アン氏からは記念講演を行っていただいた。

11回 中曾根康弘賞 授賞式



〔受賞者〕前列左:大庭氏、同右:グエン氏、後列左:神保氏、同右:森氏

大庭氏は、「日本は、この20数年で国際社会における地位が相対化されいるという現実や、原発事故の処理といった、日本にとって必ずしも愉快ではない現実から目を背げずに、これまでの蓄積を活かして望ましいビジョンを打ち出しつつ、より自主的で主体的な外交のあり方を模索すべき」との問題意識を示した。

神保氏は、学生の頃、中曾根会長から直筆の手紙を受け取り励みになったというエピソードを紹介し、その手紙を披露した。また恩師の一人として故・佐藤誠三郎氏を挙げ「世界を駆け抜けて、政策志向の研究と对外発信に務められた佐藤先生の姿勢を忘れず、襟を正しながら研究と日本外交への貢献に務めていきたい」と抱負を述べた。

森氏は、「2013年6月から勤務校である法政大学から今年の春までの約20ヶ月間、ワシントンDCで現代のアメリカの外交や国防戦略などについて在外研究に取り組んできた。その活動を評価いただき、栄誉ある賞を頂戴したことは今後の努力を続けるうえで大きな励みとなる」と述べ、関係者への謝意を表した。

最後に講演したグエン氏は、「日本とベトナムは東アジアの沿岸国として、共通の領域的および海上安全保障上の課題に直面している。日本が自由で法の支配に基づいたこの地域の秩序を維持すべく先導的な立場をとっていくことを期待する」と述べた。さらに世界平和研究所が提唱するアジア海洋安全保障協力機構(AMOSC)の創設に言及し、「この地域の海洋安全保障環境に対する共通の課題に対し、叡智を結集して取り組んでいくための建設的なイニシアティブとなる」と評価した。最後に、「両国で愛される桜の花のように、自分も、この地域の平和と安定という「春」をもたらす力になりたい」との決意を表明した。

授賞式に引き続き、レセプションが開催され、受賞者のご家族や関係者、支援企業、賞の運営委員・選考委員など関係者にご出席いただき、受賞者4名の方々を祝福し、懇談が行われた。

研究所ニュース

日韓共同提言「新たなる日韓関係、これからの50年に想いを馳せる」を発表

世界平和研究所(IIPS)は、韓国のシンクタンクであるソウル国際フォーラム(SFIA)との間で昨年12月より共同研究を進めてきた。その成果を、日韓基本条約調印50周年の節目となる2015年6月22日に、SFIAと共同して日本および韓国で、「日韓共同提言『新たなる日韓関係、これからの50年に想いを馳せる』」として発表した。これまでの50年を踏まえつつ、これからの50年では日韓が協力して世界の平和的繁栄に貢献していくべく、新たな日韓関係の構築を目指そうという提言である。

この共同研究は、1965年締結の日韓基本条約の正当性を前提として、次の50年に向けた日本と韓国との間の戦略的協力の深化と拡大の可能性を検討している。共同研究では、「日韓安全保障協力」、「日韓経済協力」、そして「国家の枠を越えた全地球的課題に関する協力」という、3つの課題協力に焦点を当てた。それぞれの課題に関して正しく現状を理解した上で、日韓両国間の絆を強めていくために直接資するような提言を行うことに、最重点を置いている。

主な提言は以下の通りである。



(1) 日韓安全保障協力

○安全保障協力を前進させる上で、相互についての歪曲された認識や誤解が障害となっている。相互理解を深めるために、あらゆるレベルでの戦略的対話を積極的に推進する必要がある。

○日韓安全保障協力を深めるために、二国間の安全保障協力の制度化は急務である。これには、相互援助、情報共有、危機管理メカニズム、そしてそれ以外の協力強化のための措置が含まれる。

○両国は、朝鮮半島統一への進展に向けてよりいっそう協力することができる。日本は、朝鮮半島統一へ向けた韓国のイニシアティブを支持するという姿勢を明確にすべきである。

○北東アジアの平和と安定のために、北朝鮮問題と中国に関する政策を調整して情報を共有できるように、積極的に取り組んでいく必要がある。朝鮮半島で危機が生じた際にはそれに対応できるように、日韓協力と日本の後方支援活動が確実なものとなる必要がある。

(2) 日韓経済協力

○研究開発とイノベーションの分野での両国間の協力が必要である。両国が、「日韓テクノロジー・プラットフォーム2025」と称すべき新しいイニシアティブを立ち上げることを推奨する。

○両国は第三国市場、とりわけ新興国市場におけるより一層のビジネス連携の可能性を模索していく必要がある。両国が協力して、新興国市場で工業団地を設立し、それら市場のインフラ整備における共同プロジェクト実施を模索していくことが推奨される。

○両国間での貿易や投資の促進は、日中韓FTA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)などの広域協定の下、より効果的に追求されるべきである。

○世界貿易機関(WTO)の加盟国間で進行中の新サービス貿易協定(TISA)交渉に積極的に参加している両国は、サービス市場のより高度な自由化を推進すべく、真剣な対話を深めることが急務である。

(3) 国家の枠を越えた全地球的課題に関する協力

○両国は、人権や平和維持、災害救助などの分野でも協力できる。「人間の安全保障」を推進するために、政府開発援助(ODA)や平和維持活動(PKO)の効果的な実施体制作りやアジアPKO訓練センターの共同管理なども検討すべきである。

○両国は、化石エネルギー資源の輸入に依存する少資源国として、地球規模での気候変動へ対応すべく、省エネ低炭素社会の促進に向けた協力を進める。再生可能エネルギー技術の開発や原子力の安全利用などの分野で協力を検討すべきである。

○両国は、発展途上国に対して気候変動に関する能力構築と技術移転を、協力しながら推進することができる。

○両国は、高齢社会の2トップランナーとして、世界の希望となるべく、前向きなコンセプトや規範作りで世界をリードすべきである。出生率の向上や女性の労働市場進出以外にも、恒久的移民ではない流動的国際労働力確保や、できれば75歳まで働くようにするためのさまざまな措置等の共同研究をすべきである。



共同提言は、両国の官邸、政府関係者、国会議員などに提出されたほか、読売新聞などメディアで紹介された。



なお、この日韓共同提言の全文は、日本語版・英語版とともに、IIPSのホームページに掲載しております。

『第6回 東京ーソウル・フォーラム』を開催

世界平和研究所(IIPS)と韓国シンクタンクのソウル国際フォーラム(SFIA)は2015年6月19~20日、「第6回 東京ーソウル・フォーラム」をソウル市内で開催した。東京ーソウル・フォーラムは安全保障・外交・経済などの分野で、日韓の政・官・財・学の各界を代表する識者が意見交換を深める戦略対話の場として2010年より毎年開催されている国際会議である。



日韓基本条約調印50周年に当たる6月22日を前に開催された今回の「第6回 東京ーソウル・フォーラム」は、「次の50年の日韓関係を見据えた共通のヴィジョン」を総合テーマに、基調講演と4つのセッション、さらに両国のビジネスリーダーによる記念スピーチから構成される、2日間に及ぶインテンシブなプログラムが展開された。日本からは三村明夫IIPS副会長を団長とする16名の代表団が訪韓した。

開会式では、鄭求鉉(チョン・グヒョン)SFIA理事長から、韓国がMERSコロナウイルスへの対応で揺れる中、予定通りフォーラムの開催に至ったことに日本代表団への謝意が表された。佐藤謙IIPS理事長は、両国が、1965年以来積み重ねられてきた50年の重みを尊重して、一層の関係強化に尽力していくことの重要性を指摘した。

初日の第一セッション(モデレーター:韓昇洲(ハン・スンジュ)元外交通商大臣)では、日韓関係のアセスメントをテーマに朴喆熙(パク・チョルヒ)ソウル大学教授、西野純也慶應義塾大学准教授が報告を行い、この50年の両国関係は基本的には成功の歴史であったとの前向きな評価で一致した。

続く基調講演では、まず柳明桓(ユ・ミンファン)元外交通商大臣が両国関係の発展には何よりも若者同士の交流が必要であることを強調した。次に別所浩郎在大韓民国日本国大使館特命全権大使が登壇し、大使としての在任中の経験を紹介しつつ、日韓が、信頼関係を作り上げるために様々な分野で努力し、実践していくことが重要だと述べた。

初日夜のレセプションでは、李洪九(イ・ホング)SFIA会長から歓迎の意が表され、三村IIPS副会長が答礼した。

翌日の各セッションはIIPS・SFIAが進めてきた「日韓共同提言」のテーマに即して構成され、共同提言の内容について活発な議論が展開された。日韓安全保障協力を扱った第二セッション(モデレーター:佐藤IIPS理事長)では、細谷雄一IIPS上席研究員が日韓安全保障協力の発展の歴史と課題を紹介し、また

金聖翰(キム・スンハン)高麗大学教授は朝鮮半島情勢、対中国関係、対米関係など両国に共通する諸問題を総括した。

続いて、両国のビジネスリーダーによる記念スピーチが行われた。まず佐々木幹夫日韓経済協会会长が経済・人・文化という三本の柱で日韓の交流拡大を進めてきた日韓経済協会の歩みを紹介し、これらの交流が両国関係をさらに高いレベルに引き上げることを強く信じ、取り組んでいくと述べた。次に柳津(リュウ・ジン)豊山グループ会長・

CEOは、日本の協力なしには韓国の基幹産業の発展はなかつたと述べ、両国の経済分野での強い結びつきの歴史を振り返った。

第三セッション(モデレーター:鄭SFIA理事長)は日韓経済協力をテーマに共同提言に即して、高安雄一大東文化大学教授が民間事業部門における協力、安徳根(アンドゥックン)ソウル大学教授が経済連携における協力について、それぞれのあるべき方向性について報告した。

第四セッション(モデレーター:荒井寿光IIPS副理事長)では、①人道的問題、②気候変動問題、③高齢化社会、という3つの全地球的課題における協力の可能性について議論された。①では、李信和(イ・シンファ)高麗大学教授が、自然災害や人道的危機の状況に対して両国が果たすべき役割を論じた。②では、李會晟(イ・フェソン)気候変動に関する政府間パネル(IPCC)副議長が、エネルギー政策と気候変動対策の融合という、両国が直面する課題についてコメントした。③では井出智明IIPS主任研究員が、高齢化社会において日韓が世界の高齢化トップランナーであることを指摘し、今後の両国の施策に世界が注目していると述べた。

最後に両理事長が議論を総括し、佐藤IIPS理事長が今回のフォーラムが節目の年にふさわしい密度の濃い内容であったと評価し、次の50年の新しい日韓関係に向けて今後も本フォーラムが果たすべき役割が大きいと述べた。鄭SFIA理事長は、共同研究で明らかになった課題に、実際の行動と対話をもって取り組んでいく必要があると指摘した。

研究所ニュース

フィリピン・マニラにおける 海洋安全保障ワークショップの開催

6月15日、世界平和研究所とフィリピン外務省外交研究所、フィリピン大学の共催にてマニラ市内において「海洋の公共財に関する共同行動に向けて…地域協力を通じたアジア海洋安全保障の確保」と題するワークショップを開催しました。

本ワークショップには、日本、ベトナム、マレーシア、インドネシアの四か国からの有識者を招聘し、100人近くの政府及び大学等の関係者、その他有識者、プレス等が多く参加しました。

冒頭、フィリピン最高裁判所の判事で南シナ海問題の権威であるアントニオ・カルピオ判事による次のような基調講演が行われました。

●中国は南シナ海にいわゆる「九段線」を主張し、南シナ海の85%以上を中国の領域と主張している。国際法に背馳する九段線の主張が南シナ海の紛争の中核にある。

●低潮高地（LTE）は満潮時に水面下にあり、国連海洋法条約（UNCLOS）第13条によれば領有権主張の対象にならない。中国が埋立を進めている七つの環礁のうち、フィアリークロス礁とクアテロン礁を除く五つの環礁は明らかに低潮高地であり、領有権主張の対象にはならない。

●UNCLOS第60条8は、人工島は島の地位を有さず、それ自体の領海を有さないと定めている。そのため中国の人工島は、領有権主張の対象にはならない。よって、米国の偵察機が上空を飛行しても、領空侵犯にはならない。

●歴史的権利や歴史的事実に基づく主張は、EEZや大陸棚の権利を生み出さない。UNCLOSは、沿岸国にそれらの権利を与えており、それによって歴史的権利などに基づく主張は無効になった。

●中国は、紛争解決は「歴史的事実と国際法に基づくべき」だとし、中国の主張を支える歴史的証拠は豊富にあるとするが、法的に無意味。

中国による歴史的事実の主張には虚偽もある。

これに続き有識者による議論が、以下のとおり行われました。

(1) インドネシアのシャフィア・ムヒバット研究員（インドネシアCSIS）は、南シナ海の紛争を解決するための枠組みとして既存のASEANの制度、特に東アジア首脳会議を活用する重要性につき指摘。

(2) ベトナムのハ・アン・トゥアン研究員（ベトナム外交学院）は、中国の埋め立て行為は地域の諸国の懸念を招いており、やがてはこれが地域諸国全体の問題となる旨を強調。

(3) 日本の川上高司教授（拓殖大学）は、日米間の新しい防衛協力の指針（ガイドライン）は南シナ海における日米の協力についても明記している旨を指摘し、その上で、日本が①米国やフィリピンなどと南シナ海で共同演習を行う、②フィリピンやベトナムなどに対して能力構築を行う、③地域諸国に共同規範の策定に向けた法的な支援を行う等の提案。

(4) マレーシアのバラクリシュナン教授（マラヤ大学）は、マレーシアは日本のイニシアチブを歓迎するが、同時に中国との紛争に至らぬことを強く希望している旨強調。

(5) フィリピンのジェイ・バトンバカル教授（フィリピン大学）は、中国の行動に対しては異なる国同士が法的な次元で協力することが大事である旨指摘。

(6) 当研究所の松本太主任研究員からは、アジア海洋安全保障協力機構（AMOSC）構想のような、既存の制度の強度を高め、実効性を有する取組を行う必要があると指摘。

今回、参加者の多くから1月に世界平和研究所が提唱した「アジア海洋安全保障協力機構（AMOSC）」創設提案に対する積極的な支持の声が聞かれました。当研究所としては、今回のシンポジウムを通じて得られた意見やコメントを踏まえ、更に地域の専門家との知的交流を活発化していく予定です。



研究所会議テーマ一覧

- ◆ イノベーションの法則と戦略 雨宮寛二（主任研究員）
 - ◆ リスクマネーの供給と日本経済の持続的成長 和田 肇（主任研究員）
 - ◆ サイバー防衛の現状と課題 松崎みゆき（主任研究員）
 - ◆ 世界経済の低迷と金融緩和の下での金融・資本市場の歪みについて—国際機関等の分析を踏まえて— 北浦修敏（主任研究員）
 - ◆ 第二期ジルマ・ルセフ政権（ブラジル）の課題 豊田 裕（主任研究員）
 - ◆ ネットアセスメントとは何か 福田潤一（研究員）
 - ◆ 中国通商政策の変遷 安田 啓（研究員）
 - ◆ 若年大卒女性の早期離職 市川恭子（主任研究員）
 - ◆ 「共同子育て社会」の実現を目指して「信用経済」から「信頼社会」へ 藤 和彦（主任研究員）
 - ◆ 歴史和解は可能か—日英和解の経験から考える— 細谷雄一（上席研究員）
- ※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/research/index.html>



第12回中曾根康弘賞 募集のお知らせ

募集期間 平成27年7月6日～平成28年1月31日

詳しくは、ホームページ <http://www.iips.org>をご参照ください。

多数のご応募をお待ちしております。